**学内利用料金の減免措置**

佐賀大学における研究設備の共同利用に関する要領第７条第４項

利用料金負担の減免対象及び減免内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象 | 利用料 | 減免対象の研究設備 | 備考 |
| ４０歳以下、且つ外部資金を獲得している研究者 | 半額＊１(１００円未満端数切上)消耗品は実費請求 | ・総合分析実験センター(本庄地区)の全学１・理工学部の全学２・農学部の全学３＊２ |  |
| 外部資金で購入した５００万円以上で、且つ購入年度が過去５年間で購入した全学３の機器を共用化した研究者＊３ | １割引＊１(１００円未満端数切上)消耗品は実費請求 | ・総合分析実験センター(本庄地区)の全学１・理工学部の全学２・農学部の全学３＊２ | 適切な共用化のルールと利用料金を定めて、WEB上で公開していることが必要。 |

＊１ 単価ではなく、総額（実費請求分を除く）に対して適用する。

＊２先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入プログラム)で共用利用として登録している研究設備のみ

＊３機器の購入年度が過去５年間を超過した時点で、減免対象から除外する。